平成２２年（フ）第７１２号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ａ４―403
債務者　中西　美樹（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７１３号
岐阜市南蝉１丁目18番地
債務者　山田　禎藏
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７１５号
岐阜市川部１丁目20番地　四季の里秋棟902号室
債務者　臼井　茂光
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２１号
岐阜県瑞穂市只越1030番地24
債務者　後藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
岐阜県美濃加茂市古井町下古井156番地
債務者　安藤　　滿
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１１０号
岐阜県美濃加茂市古井町下古井156番地
債務者　安藤眞智子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３８号
静岡県賀茂郡河津町川津筏場303番地の６
債務者　橋本　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第５６号
静岡県下田市河内752番地の１
債務者　兒玉　英夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第３００１号
愛知県小牧市多気西町296番地16
債務者　髙橋　　修
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４０９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字和合101番地、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字堀之内30番地１
債務者　西　　幸枝
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０号
三重県多気郡明和町大字坂本1232番地32
債務者　中川　和実
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１２１号
三重県多気郡明和町大字斎宮3690番地１
債務者　松葉　勝弥
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１２２号
三重県松阪市石津町94番地
債務者　中原　栄子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１３６号
三重県伊賀市久米町15番地の18
債務者　長岡　秀人
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第８７９号
兵庫県尼崎市立花町１丁目27番10―308号
債務者　熊本　孝子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７１号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―1824号
債務者　皆川　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７２号
兵庫県尼崎市大物町２丁目６番21―303号
債務者　松本　徹典
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目１番９号楠風201号、前住所兵庫県尼崎市武庫町３丁目20番７―301号
債務者　中島　清敬
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係